

産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第17号

産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例

産業技術短期大学校条例（平成8年岩手県条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(授業料等の納付等)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 授業料、聴講料、入学検定料及び入学料 <u>(以下「授業料等」という。)</u> の額は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p><u>(授業料及び入学料の免除)</u></p> <p>第14条 知事は、経済的理由によって授業料及び入学料の納付が困難であり、かつ、高い修業意欲を有すると認められる者その他規則で定める特別の理由があると認められる者に対しては、授業料及び入学料の全部又は一部を免除することができる。</p>	<p>(授業料等の納付等)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 授業料、聴講料、入学検定料及び入学料の額は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p><u>(授業料等の免除等)</u></p> <p>第14条 知事は、経済的理由によって授業料及び入学料の納付が困難であり、かつ、高い修業意欲を有すると認められる者その他規則で定める特別の理由があると認められる者 <u>(次条第1項各号のいずれかに該当する者を除く。)</u> に対しては、授業料及び入学料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>第15条 知事は、次に掲げる者に対しては、<u>授業料、入学検定料、入学料及び寄宿舎料（以下「授業料等」という。）の全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p><u>(1) 大規模な災害であって、県民生活に著しい影響を及ぼすものとして規則で定めるものにより甚大な被害を受けたと認められる者</u></p> <p><u>(2) 前号に規定する事由以外の事由であって、県民生活に著しい影響を及ぼすものとして規則で定めるものに起因する経済的事情により修業が困難で特に必要があると認められる者</u></p> <p>2 <u>第8条第2項、第11条、第12条第1項又は第13条第3項の規定にかかわらず、知事は、前項の規定による授業料等の免除の申請をした者について</u></p>

(授業料等及び寄宿舍料の不還付)

第15条 既納の授業料等及び寄宿舍料は、還付しない。ただし、前条の規定に基づき免除された授業料及び入学料については、この限りでない。

(補則)

第16条 [略]

附 則

1・2 [略]

3 第7条第1項又は第13条第1項の規定にかかわらず、知事は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波、平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号により甚大な被害を受けたと認められる者に対しては、入学検定料、入学料又は寄宿舍料を免除することができる。

4 第7条第1項又は第13条第1項の規定にかかわらず、知事は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に起因する経済的事情により修業が困難で特に必要があると認められる者に対しては、入学検定料又は寄宿舍料を免除することができる。

は、当該申請に対する審査の結果に係る通知の日までの間、授業料等の納付を猶予するものとする。

3 前項の申請をした者に係る授業料等の納付期間その他の授業料等の納付に関し必要な事項は、規則で定める。

(授業料等及び聴講料の不還付)

第16条 既納の授業料等及び聴講料は、還付しない。ただし、前2条の規定に基づき免除された授業料等については、この限りでない。

(補則)

第17条 [略]

附 則

1・2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日において現に在学する者で、この条例による改正前の産業技術短期大学校条例（以下「改正前の条例」という。）附則第3項に規定する災害により改正前の条例第14条の規定に基づき授業料の免除を受けていたもの及び改正前の条例附則第3項の規定に基づき寄宿舍料の免除を受けていたものは、この条例の施行の日においてこの条例による改正後の産業技術短期大学校条例第15条の規定に基づき免除を受けた者とみなす。